令和８年９月

第９回　つくば市農業委員会総会議事録

日　　時　　令和８年９月14日　午後１時30分

場　　所　　つくば市役所　コミュニティ棟１階　会議室３

出　席　委　員

２番	飯泉　厚彦	４番	飯島　秀幸
５番	飯岡　宏記	６番	石田　真也
８番	関口　和美	９番	岡田　　実
10番	雨貝　洋子	11番	白石　　悟
12番	對崎　徳男	13番	大野　博司
14番	石島　　繁	15番	加園　秀信
16番	吉田　新一	17番	青木　道子
19番	野堀　良夫	22番	飯野　和男
24番	蛯原　　昇		

欠　席　委　員

１番	關　　元章	３番	横田　晋吾
７番	中島　信夫	20番	飯島　孝一
21番	遠藤　道夫		

出席農業委員会事務局職員

農業委員会	事務局長	鳴海　秀秋
農業行政課	課長補佐	飯泉　亮成
農業行政課	係　　長	西村　孝之
農業行政課	主　　任	吉村　太希
農業行政課	主　　任	塚原　惇司

１．本日の会議に付した案件

日程第１　議事録署名委員の選任について

日程第２　議案第　１号　農地法第３条の規定による権利の設定・移転の許可について

議案第　２号　農地法第４条の規定による許可について

議案第　３号　農地法第５条の規定による権利の設定・移転の許可について
議案第　４号　現況証明の発行可否について
議案第　５号　農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について
議案第　６号　特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第３条の規定による承認について
議案第　７号　令和９年度つくば市の農業施策に対する意見・要望書（案）について
日程第３　報告第　１号　農地法第３条の３の規定による届出について
報告第　２号　農地法第４条第１項第７号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
報告第　３号　農地法第５条第１項第６号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
報告第　４号　農地法第４条の規定による制限除外の農地の移動届について
報告第　５号　農地等の現況に係る照会に対する回答について

【午後１時30分　開会】

事務局（鳴海事務局長）
本日は、お忙しい中、令和８年第９回総会に御出席いただきまして、ありがとうございます。
開会に当たりまして、飯野会長から御挨拶いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

会　　長（飯野　和男）
皆さん、こんにちは。御苦労様です。しばらくぶりの晴れ間が今日はありまして、農作業の仕事も大変お忙しい中、晴れ間があって、休みたいという方が５名ほどいたことを連絡いたします。本当に雨の日が多くて困っちゃう毎日ですけれども、特に田んぼの収穫時期は、雨が減らないような時期かもしれませんけれども、ひとつ雨上がって、きれいなもみが取れるようにできればと思います。今日は、お忙しいところ御苦労様です。

事務局（鳴海事務局長）
ありがとうございました。
総会の議長につきましては、つくば市農業委員会会議規則第６条により、会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行は飯野会長にお願いしたいと思います。

開会の宣告

会　　長（飯野　和男）
　それでは、ただいまから令和８年第９回総会を開会します。
　これより議事に入りますが、本日、議席１番の關委員、議席３番の横田委員、議席７番の中島委員、議席20番の飯島孝一委員、議席21番の遠藤委員より欠席届が提出されておりますので、御報告いたします。本日の出席委員数は17名で、定足数に達していることから、令和８年第９回つくば市農業委員会総会は成立しております。
　それでは、議事日程のとおり進めてまいります。

日程第１　議事録署名委員の選任について

議　　長（飯野　和男）
　まず、日程第１、議事録署名委員の選任を行います。つくば市農業委員会会議規則第２５条第２項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議　　長（飯野　和男）
　異議なしの声がありましたので、議事録署名委員は、議席17番青木道子委員、議席19番野堀良夫委員にお願いします。
　また、本日の会議書記は、事務局の吉村主任にお願いします。
　日程第２に入る前に、発言についての注意事項を申し上げます。会議規則第14条の規定のとおり、発言するときは起立し「議長」と呼び、自分の氏名を告げ、議長の許可を得てから簡潔明瞭に発言してください。

日程第２　議案第１号　農地法第３条の規定による権利の設定・移転の許可について

議　　長（飯野　和男）
　それでは、日程第２、議案第１号　農地法第３条の規定による権利の設定・移転の許可についてを議題とします。
　事務局の提案説明を求めます。

事務局（塚原主任）
　議案第１号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議　　長（飯野　和男）
　ただいま事務局から説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いします。
　まず、豊里地区分について、野堀委員、お願いします。

野堀良夫委員
　去る９月８日に行った現地調査、並びに審議結果について報告します。
　提出番号１番について、農業開始のため申請するもので、申請地には野菜を作付けする予定です。
　提出番号２番について、野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。
　以上のことから、提出番号１番、２番については、農機具等も確保しており、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いします。
　以上で報告を終わります。

議　　長（飯野　和男）
　ありがとうございました。
　続きまして、谷田部地区分について、飯島秀幸委員、お願いします。

飯島秀幸委員
　去る９月７日に行った現地調査、並びに審議結果について報告します。
　提出番号３番については、水稲・野菜・果樹を作付けしている農家で、申請地には水稲を作付けする予定です。
　提出番号４番については、農業開始のため申請するもので、申請地には野菜を作付けする予定です。
　提出番号５番について、野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。
　提出番号３番から５番については、農機具等も確保しており、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いします。
　以上で報告を終わります。

議　　長（飯野　和男）
　ありがとうございました。
　続きまして、茎崎地区分について、大野委員、お願いします。

大野博司委員
　去る９月９日に行った現地調査、並びに審議結果について報告します。
　提出番号６番については、水稲・野菜・果樹を作付けしている農家で、申請地には果樹を作付けする予定です。
　また、農機具等も確保しており、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いします。
　以上で報告を終わります。

議　　長（飯野　和男）
　ありがとうございました。
　続きまして、大穂地区分について、石島委員、お願いします。

石島　繁委員
　去る９月７日に行った現地調査、並びに審議結果について報告します。
　提出番号７番については、申請者は芝を作付けしている農家で、申請地には芝を作付けする予定です。
　提出番号８番から10番については、同一申請人のため、一括して説明いたします。
　申請者は、水稲を生産する農地所有適格法人で、申請地には水稲を作付けする予定です。
　以上のことから、提出番号７番から10番については、農機具等も確保しており、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いします。
　以上で報告を終わります。

議　　長（飯野　和男）
　ありがとうございました。
　続きまして、筑波地区分について、岡田委員、お願いします。

岡田　実委員
　去る９月８日に行った現地調査、並びに審議結果について報告します。
　提出番号 11 番については、小麦・野菜を作付けしている農家で、申請地には栗を作付けする予定です。
　以上のことから、提出番号 11 番については、農機具等も確保しており、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いします。
　以上で報告を終わります。

議　　長（飯野　和男）
　ありがとうございました。
　以上で、議案第１号の説明及び報告が終わりました。
　これより質疑に入ります。
　質問、意見等ありましたらお願いします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議　　長（飯野　和男）
　質問、意見共にないようですので、議案第１号に対する質疑を終結します。
　これより採決します。
　議案第１号について、許可することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議　　長（飯野　和男）
　異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第１号　農地法第３条の規定による権利の設定・移転の許可については、許可することに決定します。

議案第２号　農地法第４条の規定による許可について

議　　長（飯野　和男）
　次に、議案第２号　農地法第４条の規定による許可についてを議題とします。
　事務局の提案説明を求めます。

事務局（西村係長）
　議案第２号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議　　長（飯野　和男）
　ただいま事務局から説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いします。
　まず、谷田部地区分について、飯島秀幸委員、お願いします。

飯島秀幸委員
　去る９月７日に行った現地調査、並びに審議結果について報告します。
　提出番号１番について、農地区分は第３種と判断しました。
　申請者は、新たに不動産業を営むべく、住環境がよく、需要が見込まれる申請地を共同住宅用地として申請するものです。
　許可後の利用方法は、木造２階建ての共同住宅２棟を建築する計画で、資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っています。
　以上のことから、提出番号１番については、一般基準に適合の上、第３種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いします。
　以上で報告を終わります。

議　　長（飯野　和男）
　ありがとうございました。
　続きまして、桜地区分について、吉田委員、お願いします。

吉田新一委員
　去る９月９日に行った現地調査、並びに審議結果について報告します。
　提出番号２番については、農地区分は第３種と判断しました。

申請者は、新たに不動産業を営むべく、住環境がよく、需要が見込まれる申請地を共同住宅用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、木造２階建ての共同住宅１棟を建築した上で、普通自動車４台分の駐車場を確保する計画です。資金については、自己資金と金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っています。

提出番号３番については、農地区分は第３種と判断しました。

申請者は、新たに不動産業を営むべく、住環境がよく、需要が見込まれる申請地を共同住宅用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、木造２階建ての共同住宅１棟を建築した上で、普通自動車８台分の駐車場を確保する計画です。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っています。

提出番号４番については、農地区分は第２種と判断しました。

申請者は、申請地の近隣で共同住宅の建築を計画しておりますが、敷地内のみでは十分な駐車スペースが確保できず、入居者の駐車場不足が見込まれることから、住宅居住者のための駐車場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲をフェンスで囲い、全面を砂利敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、普通自動車８台分の駐車場を整備する計画です。資金については金融機関からの融資で賄う予定です。

以上のことから、提出番号２番から４番については、一般基準を満たしており、第２種農地の例外許可規定及び第３種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議　　長（飯野　和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第２号の説明及び報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議　　長（飯野　和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第２号に対する質疑を終結します。

これより採決します。

議案第２号について、許可することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議　　長（飯野　和男）

異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第２号　農地法第４条の規定に

よる許可については、許可することに決定します。

議案第３号　農地法第５条の規定による権利の設定・移転の許可について

議　　長（飯野　和男）
　次に、議案第３号　農地法第５条の規定による権利の設定・移転の許可についてを議題とします。
　事務局の提案説明を求めます。

事務局（塚原主任）
　議案第３号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議　　長（飯野　和男）
　ただいま事務局より説明がありましたが、提出番号26番については、議事参与の制限案件に該当しますので、26番を除いて、担当委員より調査結果の報告をお願いします。
　まず、豊里地区分について、野堀委員、お願いします。

野堀良夫委員
　去る９月８日に行った現地調査、並びに審議結果について報告します。
　提出番号１番について、農地区分は農用地区域内農地です。
　申請者は、市内で社会福祉事業を営む法人です。今般、経営する事業の一つである畜産業の拡大に伴い、飼料の保管場所が不足していることから、農業用倉庫用地として申請されたものです。
　許可後の利用方法は、倉庫１棟に飼料やパレット等を保管する計画です。資金については自己資金で賄い、関係法令協議は整っています。
　提出番号２番について、農地区分は農用地区域内農地です。
　申請者は、市内で社会福祉事業を営む法人です。現在、畜産業を営んでいますが、作業効率を向上させ、事業拡大を図るべく、食肉加工場用地として申請されたものです。
　許可後の利用方法は、食肉加工場１棟を建築する計画です。資金については自己資金で賄い、関係法令協議は整っています。
　提出番号３番、４番については、事業として一体の計画のため、一括して説明いたします。
　農地区分は農用地区域内農地です。
　申請者は、市内で社会福祉事業を営む法人です。今般、畜産業の事業拡大を図るべく、養鶏場用地として申請されたものです。
　許可後は、周囲を木柵で囲い、雨水は敷地内浸透処理とした上で、鶏1,200羽を収容する鶏舎２棟、運動場を確保する計画です。資金については自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。
　提出番号５番について、農地区分は第３種と判断しました。
　申請者は、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地と

して申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っています。

提出番号６番について、農地区分は第２種と判断しました。

申請者は、実家住まいですが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っています。

提出番号７番について、農地区分は第３種と判断しました。

申請者は、新たに不動産業を営もうとする個人です。周辺環境より需要が見込まれることから、申請地を取得し、共同住宅用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、木造２階建ての共同住宅１棟を建築する計画で、資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っています。

提出番号８番について、農地区分は第３種と判断しました。

申請者は、借家住まいですが、手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号９番について、農地区分は第３種と判断しました。

申請者は、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号10番について、農地区分は第１種と判断しました。

申請者は、借家住まいですが、手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っています。

以上のことから、提出番号１番から10番については、一般基準に適合の上、農用地区域内農地、第１種農地、第２種農地の例外許可規定、第３種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議　　長（飯野　和男）

ありがとうございました。

続きまして、谷田部地区分について、飯島秀幸委員、お願いします。

飯島秀幸委員

去る９月７日に行った現地調査、並びに審議結果について報告します。

提出番号11番について、農地区分は第２種と判断しました。

申請者は、市内で建設土木業を営む法人です。申請地の近隣で公共工事を受注したことから、資材置場用地として借り受けるべく申請されたもので、令和８年９月15日から令和９年２月28日までの一時転用です。

許可後の使用方法は、申請地の周囲をオレンジネットで囲い、全面を鉄板敷き、雨水は敷地内浸透処理とした上で、バックホウ、砕石を置き、仮設事務所を１棟設置する計画で、

資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号12番について、農地区分は第２種と判断しました。

申請者は、県内で土木建設業を営む法人です。事業の拡大に伴い既存車両置場が手狭となり、業務に支障を来たしていることから、申請地を取得し、駐車場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲をネットフェンスで囲い、雨水は敷地内浸透処理とした上で、普通自動車３台、大型特殊車両５台分のスペースを確保する計画です。資金については自己資金で賄い、関係法令協議は整っています。

提出番号13番について、農地区分は第２種と判断しました。

申請者は、不動産業を営む法人です。周辺環境より需要が見込まれることから、申請地を取得し、貸駐車場用地として申請するものですが、許可を得ることなく使用してしまっていることから、顛末書が添付されています。

許可後の利用方法は、現在と同様に、雨水は敷地内浸透処理、全面砕石敷きとし、普通自動車74台分の駐車スペースを確保する計画です。資金については、自己資金と金融機関で賄う予定です。

提出番号14番については、農地区分は第１種と判断しました。

申請者は、現在、借家住まいですが、家族が増え手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っています。

提出番号15番について、農地区分は第３種と判断しました。

申請者は、現在、借家住まいですが、手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っています。

提出番号16番について、農地区分は第３種と判断しました。

申請者は、現在、借家住まいですが、結婚を機に将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っています。

提出番号17番について、農地区分は第３種と判断しました。

申請者は、新たに不動産業を営もうとする個人です。周辺環境より需要が見込まれることから、申請地を借り受け、共同住宅用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、２階建ての共同住宅１棟を建築する計画で、資金については金融機関からの融資で賄う予定です。

提出番号18番について、農地区分は第２種と判断しました。

申請者は、現在、実家住まいですが、家族が増え手狭になってきたため、申請地を受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っています。

提出番号19番について、農地区分は第２種と判断しました。

申請者は、現在、借家住まいですが、家族が増え手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っています。

提出番号20番について、農地区分は第２種と判断しました。
申請者は、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っています。
提出番号21番について、農地区分は第３種と判断しました。
申請者は、将来のことを考え、申請地を受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っています。
提出番号22番について、農地区分は第３種と判断しました。
申請者は、現在、借家住まいですが、手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については自己資金で賄い、関係法令協議は整っています。
提出番号23番について、農地区分は第３種と判断しました。
申請者は、現在、借家住まいですが、手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っています。
提出番号24番について、農地区分は第２種と判断しました。
申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っています。
提出番号25番について、農地区分は第２種と判断しました。
申請者は、現在、実家住まいですが、家族が増え手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っています。
以上のことから、提出番号11番から25番については、一般基準に適合の上、第１種農地、第２種農地の例外許可規定、第３種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いします。
以上で報告を終わります。

議　　長（飯野　和男）
ありがとうございました。
続きまして、大穂地区分について、石島委員、お願いします。

石島　繁委員
去る９月７日に行った現地調査、並びに審議結果について報告します。
提出番号27番について、農地区分は第１種と判断いたしました。
申請者は、現在、実家住まいですが、結婚を機に申請地を借り受け、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っています。
提出番号28番について、農地区分は第１種農地と判断いたしました。
申請者は、市内で介護サービス業を営む法人です。今般、自閉症をはじめとする重度の知的障害者の方を対象とした通所型の生活支援施設を開設すべく、申請地を取得し、社会

福祉施設として申請されたものですが、本転用に係る事業計画に疑義が生じたため、詳細を確認すべく継続審議としました。
以上のことから、提出番号28番については継続審議、27番については一般基準を満たしており、第１種農地の例外許可規定に該当しますので、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いします。
以上で報告を終わります。

議　　長（飯野　和男）
ありがとうございました。
続きまして、筑波地区分について、岡田委員、お願いします。

岡田　実委員
去る９月８日に行った現地調査、並びに審議結果について報告します。
提出番号29番について、農地区分は第１種と判断しました。
申請者は、現在、市内の借家に住んでいますが、手狭なため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請されたものです。資金については、自己資金と金融機関の融資で賄い、関係法令協議は整っています。
以上のことから、提出番号29については、一般基準に適合の上、第１種農地の例外許可規定に該当しますので、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いします。
以上で報告を終わります。

議　　長（飯野　和男）
ありがとうございました。
続きまして、桜地区分について、吉田委員、お願いします。

吉田新一委員
去る９月９日に行った現地調査、並びに審議結果について報告します。
提出番号30番については、農地区分は第１種と判断いたしました。
申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っています。
提出番号31番については、農地区分は第１種と判断しました。
申請者は、市内で建設業を営む法人です。今般、申請地の近隣で保育園の建設工事を受注したことから、作業員用の駐車場用地として利用すべく申請するもので、令和８年９月30日から令和９年４月30日までの一時転用です。
許可後の利用方法は、全面を鉄板敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、普通自動車15台分の駐車場を整備する計画で、資金については自己資金で賄う予定です。
提出番号32番については、農地区分は第３種と判断しました。
申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅

用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っています。

提出番号33番については、農地区分は第３種と判断しました。

申請者は、県内で介護事業を営む法人です。事業の拡大に伴い、既存の事務所が手狭となり、業務に支障を来していることから、申請地を取得し、新たな事務所用地とすべく申請するものです。

許可後の利用方法は、木造２階建ての事務所１棟を建築した上で、普通自動車11台分の駐車場を確保する計画で、資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っています。

以上のことから、提出番号30番から33番については、一般基準を満たしており、第１種農地の例外許可規定及び第３種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議　　長（飯野　和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第３号の説明及び報告が終わりました。

提出番号28番は、継続審議との報告がありましたので、継続審議分を先に審議します。

提出番号28番について、質問、意見等ありましたらお願いします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議　　長（飯野　和男）

質問、意見共にないようですので、提出番号28番に対する質疑を終結します。

これより採決します。

提出番号28番については、石島委員報告のとおり、継続審議とすることに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議　　長（飯野　和男）

異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第３号　農地法第５条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号28番については、継続審議とします。

続いて、提出番号１番から25番、27番、29番から33番について、質問、意見等ありましたらお願いします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議　　長（飯野　和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第３号の提出番号１番から25番、27番、

29番から33番に対する質疑を終結します。
　これより採決します。
　議案第３号の１番から25番、27番、29番から33番について、許可することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議　　長（飯野　和男）
　異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第３号　農地法第５条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号１番から25番、27番、29番から33番について、許可することに決定します。
　なお、提出番号３番、４番につきましては、転用する面積が30ａを超える案件ですので、常設審議委員会に諮問の上で、許可することにします。
　続きまして、提出番号26番を審議願うわけですが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、関口委員の退席を求めます。

（関口和美委員　退席）

議　　長（飯野　和男）
　それでは、提出番号26番について、飯島秀幸委員より調査結果の報告をお願いします。

飯島秀幸委員
　去る９月７日に行った現地調査、並びに審議結果について報告します。
　提出番号26番については、農地区分は第１種と判断しました。
　申請者は、隣接する市街化区域内で医療機器製造販売業等を営む法人です。今般、事業の拡大に伴い、工場を増設することとなり、従業員用の駐車場が不足することから、申請地を借り受け、駐車場用地として申請するものです。
　許可後の利用方法は、雨水は敷地内浸透処理とし、通路を設けた上で、従業員用の駐車スペースを普通自動車260台分確保する計画です。資金については自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。
　以上のことから、提出番号26番については、一般基準に適合の上、第１種農地の例外許可規定に該当しますので、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いします。
　以上で報告を終わります。

議　　長（飯野　和男）
　ありがとうございました。
　提出番号26番について、質問、意見等ありましたらお願いします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議　　長（飯野　和男）
　質問、意見共にないようですので、これにて提出番号26番に対する質疑を終結します。
　これより採決します。
　提出番号26番について、飯島秀幸委員報告のとおり許可することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議　　長（飯野　和男）
　異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第３号　農地法第５条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号26番について、許可することに決定します。
　なお、本件は、転用する面積が30ａを超える案件ですので、常設審議委員会に諮問の上で許可することとします。
　関口委員の復席を求めます。

（関口和美委員　復席）

議案第４号　現況証明の発行可否について

議　　長（飯野　和男）
　次に、議案第４号　現況証明の発行可否についてを議題とします。
　事務局の提案説明を求めます。

事務局（西村係長）
　議案第４号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議　　長（飯野　和男）
　ただいま事務局の説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いします。
　まず、豊里地区分について、野堀委員、お願いします。

野堀良夫委員
　去る９月８日に行った現地調査、並びに審議結果について報告します。
　提出番号１番については、不耕作により山林状態となり、現在も同様の状況となっています。
　以上のことから、提出番号１番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いします。
　以上です。

議　　長（飯野　和男）
　ありがとうございました。
　続きまして、谷田部地区分について、飯島秀幸委員、お願いします。

飯島秀幸委員
　去る９月７日に行った現地調査、並びに審議結果について報告します。
　提出番号２番については、不耕作により山林状態となり、現在も同様の状況となっています。
　以上のことから、提出番号２番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いします。
　以上で報告を終わります。

議　　長（飯野　和男）
　ありがとうございました。
　続きまして、桜地区分について、吉田委員、お願いします。

吉田新一委員
　去る９月９日に行った現地調査、並びに審議結果について報告します。
　提出番号３番については、不耕作により山林状態となっており、現在も同様の状況となっております。
　以上のことから、提出番号３番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いします。
　以上で報告を終わります。

議　　長（飯野　和男）
　ありがとうございました。
　以上で、議案第４号の説明及び報告が終わりました。
　これより質疑に入ります。
　質問、意見等ありましたらお願いします。
　雨貝委員、お願いします。

雨貝洋子委員
　大穂地区の雨貝です。提出番号２番なのですけれども、利用状況が不耕作により山林状態となっているにもかかわらず、判定地目が宅地となっているのは、どういうことなのでしょうか。

議　　長（飯野　和男）
　事務局から説明お願いします。

事務局（飯泉課長補佐）
　事務局からお答えいたします。
　こちら記載している判定地目の宅地が誤っています。ただしくは判定地目が、宅地ではなく、山林・原野とすべきところでした。訂正していただきますようお願いいたします。大変失礼いたしました。

雨貝洋子委員
　わかりました。

議　　長（飯野　和男）
　そのほかにないですか。いいですか。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議　　長（飯野　和男）
　質問、意見共にないようですので、これにて議案第４号に対する質疑を終結します。
　これより採決します。
　議案第４号について、証明発行可とすることに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議　　長（飯野　和男）
　異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第４号　現況証明の発行可否については、証明発行可とすることに決定します。

議案第５号　農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

議　　長（飯野　和男）
　次に、議案第５号　農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見についてを議題とします。
　事務局の提案説明を求めます。

事務局（塚原主任）
　議案書16ページになります。
　議案第５号　農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について、御説明いたします。
　こちらは、市長より令和８年８月18日付けで、農用地利用集積等促進計画案の意見を求められているものです。
　整理番号１番、豊里地区で10年間の賃借権を設定するものです。

以降、整理番号84番までのとおりとなり、豊里地区９件、谷田部地区２件、茎崎地区４件、大穂地区28件、筑波地区39件、桜地区２件となります。
なお、計画案につきましては、茨城県農地中間管理機構の要請により市が機構に提出するものとなっています。
以上でございます。

議　　長（飯野　和男）
ただいま事務局の説明がありましたが、整理番号８番については、議事参与の制限案件に該当しますので、これらを除いて審議いたします。
整理番号１番から７番、９番から 84 番について、質問、意見等ありましたらお願いします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議　　長（飯野　和男）
質問、意見共にないようですので、これにて整理番号１番から７番、９番から84番に対する質疑を終結します。
これより採決します。
整理番号１番から７番、９番から84番を原案のとおり承認することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議　　長（飯野　和男）
異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第５号　農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見についての整理番号１番から７番、９番から84番を原案のとおり異議なく承認することに決定します。
続きまして、整理番号８番を審議願うわけですが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、飯泉委員、関口委員の退席を求めます。

（飯泉厚彦委員、関口和美委員　退席）

議　　長（飯野　和男）
それでは、整理番号８番について質疑に入ります。
質問、意見等ありましたらお願いします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議　　長（飯野　和男）
質問、意見共にないようですので、これにて整理番号８番に対する質疑を終結します。

これより採決します。
整理番号８番を原案のとおり承認することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議　　長（飯野　和男）
異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第５号　農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見についての整理番号８番について、原案のとおり異議なく承認することに決定します。
飯泉委員、関口委員の復席を求めます。

（飯泉厚彦委員、関口和美委員　復席）

議案第６号　特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第３条の規定による承認について

議　　長（飯野　和男）
次に、議案第６号　特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第３条の規定による承認についてを議題とします。
事務局の提案説明を求めます。

事務局（西村係長）
議案書100ページです。
議案第６号　特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第３条の規定による承認について、御説明いたします。
提出番号１番、桜地区において、新たに特定農地貸付けを行うために申請されたものです。
以上です。

議　　長（飯野　和男）
ただいま事務局から説明がありましたが、桜地区において調査を実施しておりますので、吉田委員より調査結果の報告をお願いします。

吉田新一委員
特定農地貸付け法に基づき申請された市民農園について、去る９月９日に行った現地調査、並びに審議結果について報告します。
申請者は、市内に在住している個人で、周辺地域より、市民農園用地の拡張要望が多いことから、区画を見直し、新たにエリアを設けるべく申請されたものです。
市民農園の利用方法は、22㎡を６区画、25㎡を12区画、34.5㎡を３区画とし、これまで

に承認を得ている区画を含め、合計21区画を設置、運営する計画で、募集、選考方法、貸付期間等の内容についても問題ありません。
　また、市民農園を拡張するための貸付協定を既に市と締結しています。
　以上のことから、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第３条第３項の各号に該当するため、承認しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いします。
　以上で報告を終わります。

議　　長（飯野　和男）
　ありがとうございました。
　以上で、議案第６号の説明及び報告が終わりました。
　質問、意見等ありましたらお願いします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議　　長（飯野　和男）
　質問、意見共にないようですので、これにて議案第６号に対する質疑を終結します。
　これより採決します。
　議案第６号について、吉田委員報告のとおり承認することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議　　長（飯野　和男）
　異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第６号について、原案のとおり承認します。

議案第７号　令和９年度つくば市の農業施策に対する意見・要望書（案）について

議　　長（飯野　和男）
　次に、議案第７号　令和９年度つくば市の農業施策に対する意見・要望書（案）についてを議題とします。
　本案については、農業政策専門委員会で審議しておりますので、大野委員長より報告をお願いします。

大野博司委員
　議案第７号　令和９年度つくば市の農業施策に対する意見・要望書（案）についてを御説明いたします。
　資料は101ページとなります。
　こちらは、例年つくば市の農業施策に関する意見・要望について検討の上、提出しているもので、農業委員及び農地利用最適化推進委員の皆様より頂きました御意見を基に、農

業政策専門委員会で原案を取りまとめたものです。
意見・要望の内容といたしまして、１、農地の保全と有効利用対策、２、担い手・経営対策、３、基本農政の確立対策、４、有機農業の普及推進の四つの項目に取りまとめました。それぞれの項目に対する意見・要望事項と理由については、記載のとおりです。
なお、本総会で可決された上は、五十嵐市長に手交する予定です。
以上で説明は終わります。
なお、今日の政策専門委員会の中で、鳥獣被害の中の３、その中に一つ漏れていたのがあるのです。鳥獣被害の対策強化の中で、イノシシ、アライグマのほかに、蓮農家はカモの被害もあるということで、これを修正して、カモ被害を追記いたしますので、御了承ください。それで報告いたします。

議　　長（飯野　和男）
ありがとうございました。
ただいま大野委員長より説明がありましたが、質問、意見等ありましたらお願いします。

青木道子委員
谷田部地区の青木です。今、高エネ研の近くにデータセンター建設がされていて、結構市民の中でも問題化されていて、あの状況を聞くと、私ら農業者が一番大変な状況になるのかなと思っています。
データセンター10㎞圏内で２℃ぐらい上がるというような状況があり、地下水も、普通の家庭・企業の３倍ぐらい冷却のために使うとかという話も聞きますので、ぜひ、この農業委員会としても、その状況を正しく知るために聞き取りというか、そういう申入れをしてほしいと思っているのですけれども、その件どうでしょうか。

議　　長（飯野　和男）
農業委員会としては、データセンターに関しての意見とか何かありますか。議会ではいろいろやっているようですけれども。農業委員会でデータセンター、水とか天気関係が多いと思うのですけれども。いろいろなところでも意見は出ているけれども、農業委員会は、どういうふうに対応したほうがいいと思いますか、皆さんは、逆に。
青木さん、どうですか。

青木道子委員
情報を正しく知りたいというふうに思います。なので、どんな形がいいか分からないですが、誰も室内に入って農業の仕事をしているわけではないだろうし、一番この関係が深い私らだと思うので、10㎞圏内、２℃も上がるという状況が本当なのか、どうなのか、そこら辺も併せて知るべきではないかなというふうに私は思っているのですけれども。

議　　長（飯野　和男）
今、議会の中でも結構もめていると思うのですが、これっていうあれは、まだ出ていないようなのですけれども。

ただ、反対している人と賛成で追っかけている人と両方いますけれども、見ているのには、人と人のあれが思うようじゃないようにも見受けられるのですが。その辺も、騒いでいるのは野党議員の人らが多いでしょうけれども。

青木道子委員

でも、それって心配があるから騒いでいるのでしょうから、何も心配なければ、そういう異論は出ないだろうから。最初の頃は、この市内に20か所もできるなんていう話も飛び交っていたりしているので。20か所もできたら大変なことだよね、２℃も上がるような施設が。この異常気象の中での温度が上がるということでは、私も外の仕事なもので、今でも工夫してやっているような状況なので、大変な状況なんじゃないかなと思うのですが。

議　　長（飯野　和男）

データセンターに関して、何かありますか。

事務局（鳴海事務局長）

高エネ研南側のデータセンターについては、今議会においても、５名の議員から質問がありました。確かに質問している内容、あるいは指摘していることに関しては、排熱により２℃ぐらい気温が上昇するのではないかということで、市民の方が反対をなされているという形で署名も集まっているようですけれども、実際のところ執行部側としては、地熱が上がるということなので、気温が２℃上がるということではないのではないかという答弁でした。議会側からの質問では、２℃上がるということでテレビでも放映されたということでした。

ただ、主には、２℃ほど上がることで、住環境に関して心配をなされているというところで、市としても、８月の市報において特別号を組んで、データセンターの意義とか、環境に関してはガイドラインを事業者と締結して、住環境にも影響がないように進めていくとの答弁をしているところでした。

ですので、周辺の住環境、それが実際に農業施策に影響がいかほどあるのかというところまでは、今議会においては、質問がなされてはおりません。

ただ、皆さんの中で、青木委員以外にも、そこに関しても意見・要望書を提出するときに、そこを指摘して意見を求めるということがよろしいというように農業委員会全体として判断されるのであれば、その必要性のもとに、意見することも可能かと思いますけれども、いかがでございましょうか。

議　　長（飯野　和男）

もう少し様子見ますか。

青木道子委員

心配している人もいますというぐらいは、ぜひ意見として伝えていただければと思います。

議　　長（飯野　和男）
　ただ、温度が上がるとか、いろいろな症状が出るとかいうのは、もっと近隣の人がそういうことを話して、恐らく谷田部のほうの人は。どうですか。

雨貝洋子委員
　近いから真剣に考えています。

議　　長（飯野　和男）
　それはいいんですけれども、真剣に考えてもらうのはいいんですけれども。

飯岡宏記委員
　僕、真横なので、畑自体が。グッドマンの方の説明も受けましたけれども、印西で実際稼働しているところがあって、そこにバスのツアーで、区の人たちも行ったりとかして、うちの区は納得しています。
　音もうるさいというのですけれども、音は全然分からなくて、僕、当日行けなかったので、別の日にうちの社員とみんなで行ってきましたが、音はほぼ感じないです。
　温度といいますが、正直分からないです。実際、僕、真夏に行きましたが、そんなに感じるほどでもなかった。騒ぐほどでもないのかなという感じで。
　ただ、実際建ってみないと分からないので、何とも言えないのですけれども、今のところ、そんなふうに不安感をあおり合っているような雰囲気ではあると思います。うちの地区では、そんな感じです。反対派の人たちが不安をかき立てるような感じでやっちゃっているので、余計に騒いじゃっている気がして。
　僕が今のところ被害は、イノシシが出てくる。もともと山だったので、そこから僕たちの畑のほうにイノシシがどんどん、どんどん来て、僕も車壊れましたし、畑も荒らされているので、そっち側の被害はありますが。印西に１回、近いので行っていただけると、わかりやすいと思います。

議　　長（飯野　和男）
　事務局お願いします。

事務局（鳴海事務局長）
　今、飯岡委員からお話がありましたが、まさに印西では、同規模の40ha超えのデータセンターを含めたビジネスパークがあります。同じくグッドマンが施工したものでございますが、今、印西で問題になっている件につきましては、あくまでも、グッドマンが造ったビジネスパークとはまた別のところで、まさに住宅等が多数建ち並ぶ駅前での景観の問題や、非常用電源にディーゼルを用いるため騒音が発生するのではなかろうかという計画段階のことについて、反対運動が起こっているということです。印西のグッドマンのビジネスパーク自体での問題ではないということで認識しております。
　それと、つくばの高エネ研南のグッドマンが手がけるところに関しては、全体では1,000ＭＷの計画でありますけれども、あくまでも現在は、第１工期の、50ＭＷ分に関し

て議会等で議論をして、そして、環境に本当に影響があるのかというところに関して審議をしている、まだその最初の段階であるかと思いますので、一つの考えとしては、少し議会の動き、あるいは市民の方たちの動きを静観して、情報を入れた上で、また申し入れるということも一つの手法かなと考えます。

議　　長（飯野　和男）
　よろしいですか。

青木道子委員
　はい、分かりました。

議　　長（飯野　和男）
　まだ細かいデータは分からないのが現状ですね。水がどうのこうの、天気がどうのこうのという話は耳にするのですけれども。
　そういうことで、もっと情報が出て、分かってきたら、また委員会の席で話できるようにします。
　それでは、続けさせてもらいます。
　質問、意見他にないようですので、これにて議案第７号に対する質疑を終結します。
　これより採決します。
　議案第７号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議　　長（飯野　和男）
　異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第７号　令和９年度つくば市の農業施策に対する意見・要望書（案）については、原案のとおり決定します。

議　　長（飯野　和男）
　次に、日程第３、報告第１号から第５号についてですが、内容は議案書104ページから125ページまでに記載のとおりですので、説明は省略します。
　報告第１号から第５号について、質問等ございませんか。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議　　長（飯野　和男）
　質問、意見共にないようですので、報告第１号から報告第５号について終了します。
　その他報告ですが、本年の11月４日から５日にかけて、１泊２日で実施する農業委員・農地利用最適化推進委員合同視察研修会につきまして、世話人会の代表幹事である関口委員より報告をお願いします。

関口和美委員

先月27日に、第２回世話人会を開催し、11月に予定しております合同視察研修の視察先や研修内容について協議をしましたので、その結果について御報告いたします。

当視察研修の行程につきましては、旅行代理店３社からプランの提案を受け、世話人会で十分に検討した結果、常南トラベルの案を採用することにいたしました。

視察研修の実施時期につきましては、11月４日水曜日から１泊２日の行程とし、宿泊場所は、群馬県安中市にあります舌切雀のお宿　ホテル磯部ガーデンにすることとしました。

また、視察研修の内容としては、先般のアンケートにおいて、多くの農業委員の皆様からリクエストをいただきました地域おこしやコミュニティ農業の取組の好事例先ということで、地産地消と地域農業に貢献し、にぎわいの場を創出しているソラーレはるな夢の農業王国や原田農園を見学しつつ、道の駅川場田園プラザ、道の駅まえばし赤城の視察を実施したいと考えております。

本研修の内容について、御意見等がございましたら、後ほどお伺いできればと思います。

以上で世話人会からの報告を終わります。

議　　長（飯野　和男）

ありがとうございました。

続きまして、先月27日に開催しました運営委員会において、熊本地震の発生に伴う被災者への義援金について、つくば市農業委員会としての対応を協議しました。

協議の結果、農業委員及び農地利用最適化推進委員１人当たり1,000円を義援金として、全国農業会議所を通じて送金することに決定しましたので、御了承いただければと思います。

また、参考までに、令和６年１月に発生しました能登半島地震の際にも、農業会議所から義援金の要請依頼を受け、１人当たり同額の1,000円を義援金として決定し、送金を行っているところでございます。

なお、農業委員の皆さん方に御負担いただきます義援金につきましては、委員互助会より支出させていただきますので、どうぞよろしくお願いします。

閉会の宣告

議　　長（飯野　和男）

以上で、議案の審議並びに報告事項は終了しました。

それでは、これをもちまして、令和８年第９回総会を閉会します。

【午後２時50分　閉会】

議　　長

農業委員会委員

農業委員会委員